

技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

1 現状

(1) 職種ごとの職員数・平均年齢・平均給料月額等の状況

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	職員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均給料 月額 (円)	平均給与 月額 A (円)	平均給与 月額(国 ベース) (円)	対応する 民間の類 似職種	平均年齢 (歳)	平均給与 月額 B (円)	
青森県	589	46.2	318,900	364,077	344,585	—	—	—	—
うち用務員	137	44.7	300,200	337,022	323,558	用務員	53.9	227,200	1.48
うち自動車運 転手	134	46.2	316,900	359,332	346,381	自家用自動 車運転手	49.3	196,800	1.83
うち守衛	3	39.2	284,000	319,100	306,700	守衛	50.1	189,500	1.68
国	5,193	48.8	287,094	—	320,514	—	—	—	—

- (注) 1 公務員のデータは、平成19年地方公務員給与実態調査及び国家公務員給与等実態調査（平成19年4月1日現在）のデータを基に計算したものである。
- 2 民間のデータは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ（平成16年～平成18年の3か年平均）を使用している。技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- 3 「平均給料月額」とは、職員の基本給の平均である。
- 4 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものである。「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 年齢別の職員数・平均給料月額等の状況（平成19年4月1日現在）

年齢(歳)	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～
区 分									
職員数(人)	3	26	81	76	71	88	79	148	17
平均給料月額(円)	173,493	193,346	219,159	252,502	286,203	344,944	386,361	402,478	232,064
平均給与月額(円)	190,677	236,814	264,344	301,584	336,019	399,517	435,354	444,234	245,608

(注) 60歳以上の職員とは、定年退職した職員がフルタイム勤務で再雇用されたものである。

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

技能職等給料表は、別表1のとおりである。

なお、技能職等給料表の構成は、次のとおりである。

給料表の構成		
1 級	1 ～ 1 3 号給	国の行政職俸給表（二） 1 級 1 号給～ 1 3 号給を準用
	1 4 ～ 1 6 号給	国の行政職俸給表（二） 1 級 1 3 号給と行政職給料表 1 級 1 号給の間差を等分割
	1 7 ～ 1 0 9 号給	行政職給料表 1 級 1 号給～ 9 3 号給を準用
2 級～ 4 級		行政職給料表 2 級～ 4 級を準用

イ 給料の調整額

給料の調整額とは、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対して、その特殊性に基づき支給するものである。

(ア) 支給対象及び調整数

勤務箇所	支給対象職員	調整数
あすなろ医療療育センター	(1) 重症心身障害児病棟に勤務する看護助手（技能技師のうち看護補助業務従事の発令を受けている職員をいう。以下同じ。）	4
	(2) 肢体不自由児病棟に勤務する看護助手	2
	(3) (1)及び(2)以外の職員	1
さわらび医療療育センター	(1) 看護助手	4
	(2) (1)以外の職員	1
子ども自立センターみらい	技能技師及び技能主事	1
特別支援学校	技能技師及び技能主事	1

(イ) 支給額

支給額＝調整基本額×調整数（給料月額の25／100を限度とする。）

調整基本額は、次のとおりである。

職務の級	調整基本額
1 級	6,500円
2 級	8,500円
3 級	9,600円
4 級	10,200円

ウ 特殊勤務手当

特殊勤務手当とは、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上の特別の考慮を必要とするが、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員にその勤務の特殊性に応じて支給される手当である。

技能労務職員には、一般職員に準じて感染症等防疫作業手当その他16手当（別表2）が支給される。

エ 昇給

- (ア) 昇給は、昇給日（毎年4月1日）に昇給日前1年間における勤務成績に応じて行っている。
(イ) 昇給区分及び昇給の号給数は、次表のとおりである。

昇 給 区 分		A	B	C	D	E
昇給の号給数	55歳以下の職員	8以上	6	4	2	0
	55歳を超える職員	4以上	3	2	1	0

- ※ 昇給区分 A：勤務成績が極めて良好である職員
B：勤務成績が特に良好である職員
C：勤務成績が良好である職員（標準）
D：勤務成績がやや良好でない職員
E：勤務成績が良好でない職員

2 基本的な考え方

技能労務職員の給与については、平成18年4月に給与構造改革を実施し給料水準を引き下げるなどの給与の適正化を図ってきたところであるが、地方公共団体の技能労務職員の給与が民間事業の従事者と比べ高い水準となっているとの指摘を踏まえ、より県民の理解と納得が得られるものとなるよう、給与の決定原則である職務給の原則及び均衡の原則に基づき、同一又は類似の職種の国・地方公共団体及び民間の給与との均衡に留意し、より一層の職務・職責に応じた水準を確保する。

3 具体的な取組内容

平成20年度に技能労務職員の給与等に係る諸課題の総点検及びその対応策の検討を行い、平成21年度以降速やかに実施することを基本として下記の取組を行う。

- (1) 職務・職責に応じた技能職等給料表への見直しの検討を行う。
- (2) 給料の調整額及び特殊勤務手当について、国及び他団体の状況、勤務の実態その他の社会経済情勢の変化等を踏まえ、支給対象範囲及び支給額の水準に関し、見直しの検討を行う。
- (3) 勤務実績の給与への反映について、平成18年度から全職員を対象に実施している新たな人事評価制度の熟度及び一般職員の取扱いを踏まえ、その方策について検討を行う。

4 その他

「簡素で効率的な行財政システムの構築」に向け、抜本的な業務運営方法の見直しなどにより、全庁的な定員適正化を進めているところであり、技能労務職員の定員についても、各年度の退職者の状況を踏まえ、民間委託の推進や事務事業の見直し等を進めることにより適正化を推進する。

別表 1

技能職等給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	121,600	185,800	222,900	262,300
	2	122,500	187,600	224,800	264,400
	3	123,500	189,400	226,700	266,500
	4	124,400	191,200	228,500	268,600
	5	125,400	192,800	230,200	270,700
	6	126,400	194,600	232,100	272,800
	7	127,400	196,400	234,000	274,900
	8	128,400	198,200	235,800	277,000
	9	129,200	200,000	237,700	279,100
	10	130,200	201,800	239,600	281,200
	11	131,200	203,600	241,500	283,300
	12	132,300	205,400	243,400	285,400
	13	133,100	207,000	245,300	287,500
	14	133,700	208,900	247,200	289,600
	15	134,300	210,800	249,000	291,700
	16	134,900	212,700	250,800	293,800
	17	135,600	214,600	252,600	295,900
	18	136,700	216,500	254,600	298,000
	19	137,900	218,400	256,600	300,100
	20	139,000	220,300	258,600	302,200
	21	140,100	222,000	260,500	304,300
	22	141,200	223,900	262,400	306,400
	23	142,300	225,800	264,300	308,500
	24	143,400	227,700	266,200	310,600
	25	144,500	229,500	268,200	312,600
	26	145,900	231,300	270,100	314,700
	27	147,200	233,100	272,000	316,800
	28	148,500	234,900	273,900	318,900
	29	149,800	236,500	275,800	320,900
	30	151,300	238,000	277,700	323,000
	31	152,800	239,500	279,600	325,100
	32	154,400	241,000	281,500	327,200
	33	155,700	242,500	283,200	329,100
	34	157,200	244,000	285,100	331,200
	35	158,700	245,500	287,000	333,300
	36	160,200	247,100	288,900	335,400
	37	161,600	248,400	290,600	337,300
	38	164,300	250,000	292,400	339,300
	39	166,900	251,600	294,200	341,300
	40	169,500	253,200	296,000	343,300
	41	172,200	254,600	297,900	345,200
	42	173,900	256,000	299,600	347,100
	43	175,600	257,400	301,300	349,000
	44	177,300	258,800	303,000	350,900
	45	178,800	260,100	304,700	352,800
	46	180,600	261,500	306,400	354,400
	47	182,400	262,900	308,100	356,000
	48	184,200	264,300	309,800	357,600
	49	185,800	265,600	311,300	359,300
	50	187,300	266,900	312,900	360,500
	51	188,800	268,200	314,500	361,700
	52	190,300	269,500	316,100	362,900
	53	191,600	270,600	317,800	363,900
	54	192,900	271,900	319,400	365,000
	55	194,200	273,200	321,000	366,100
	56	195,500	274,500	322,600	367,200
	57	196,900	275,700	324,100	368,100
	58	198,200	276,800	325,300	368,800
	59	199,500	277,900	326,500	369,500
	60	200,800	279,000	327,700	370,200
	61	202,000	280,200	328,800	370,800
	62	203,300	281,200	329,800	371,500
	63	204,600	282,200	330,800	372,200
	64	205,900	283,200	331,800	372,900
	65	207,100	284,200	332,700	373,400
	66	208,200	285,100	333,500	374,100

再任用職員以外の職員

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	67	209,300	286,000	334,300	374,800
	68	210,400	286,900	335,100	375,500
	69	211,600	287,900	336,000	376,000
	70	212,600	288,700	336,700	376,700
	71	213,600	289,500	337,400	377,400
	72	214,600	290,300	338,100	378,100
	73	215,600	291,100	338,600	378,600
	74	216,600	291,600	339,200	379,300
	75	217,600	292,100	339,800	380,000
	76	218,600	292,600	340,400	380,700
	77	219,600	293,000	340,800	381,200
	78	220,600	293,400	341,300	381,800
	79	221,600	293,800	341,800	382,400
	80	222,600	294,200	342,300	383,000
	81	223,400	294,500	342,800	383,700
	82	224,400	294,900	343,300	384,300
	83	225,400	295,300	343,800	384,900
	84	226,500	295,700	344,300	385,500
	85	227,300	296,000	344,800	386,200
	86	228,100	296,400	345,300	386,800
	87	228,900	296,800	345,800	387,400
	88	229,700	297,200	346,300	388,000
	89	230,500	297,500	346,700	388,700
	90	231,200	297,900	347,200	389,300
	91	231,900	298,300	347,700	389,900
	92	232,600	298,700	348,200	390,500
	93	233,400	298,900	348,500	391,200
	94	234,200	299,300	349,000	
	95	235,000	299,700	349,500	
	96	235,800	300,100	350,000	
	97	236,500	300,300	350,300	
	98	237,200	300,700	350,800	
	99	237,900	301,100	351,300	
	100	238,600	301,500	351,800	
	101	239,400	301,700	352,100	
	102	240,100	302,100	352,500	
	103	240,800	302,500	352,900	
	104	241,500	302,900	353,300	
	105	242,300	303,100	353,800	
	106	242,800	303,500	354,200	
	107	243,300	303,900	354,600	
	108	243,800	304,300	355,000	
	109	244,100	304,500	355,500	
	110		304,900	355,900	
	111		305,300	356,300	
	112		305,700	356,700	
	113		305,900	357,200	
	114		306,300		
	115		306,700		
	116		307,100		
	117		307,300		
	118		307,600		
	119		307,900		
	120		308,200		
	121		308,600		
	122		308,900		
	123		309,200		
	124		309,500		
	125		309,900		
再任用職員		186,800	214,600	—	—

備考 再任用職員のうち、その職務の級が2級である職員で知事が定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、236,800円とする。

別表 2

特殊勤務手当

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症等防疫作業手当	本務として防疫作業に従事する職員のほか、これと同一の場所、時期、条件等において防疫作業に従事するその他の職員	(1) 感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症患者等の救護又は感染症の病原体の付着等の物件の処理作業 (2) 家畜伝染病が発生し、又は発生するおそれがある場合において、家畜伝染病の病菌を有する家畜等に対する防疫作業	日額 290円
精神保健業務手当	職員	(1) 精神保健指定医の診察に立ち会ったとき (2) 入院させる精神障害者を護送したとき (3) 入院中の者に質問したとき	日額 290円
農薬散布作業手当	営農大学校に勤務する職員	農作物等の病虫害駆除のため、スピードスプレーヤー、スピードダスター、ブームスプレーヤー又はカーペットスプレーヤーを使用して農薬を散布する作業等	日額 290円 (4時間未満の場合は150円)
種雄牛馬等取扱手当	農林総合研究センターに勤務する職員	種雄牛馬又は体重250kg以上の種雄豚の自然交配若しくは精液の採取のため、又はこれらの作業の準備のために種雄牛馬等を御する作業	日額 230円
漁ろう手当	職員	水産総合研究センターの船舶に乗船し、漁ろう作業に従事したとき	漁獲物の販売等に応じて支給
危険作業手当	地域県民局の地域健康福祉部、地域農林水産部及び地域整備部並びに環境保健センターに勤務する職員	特に危険の伴うおそれのある特殊な作業で次のものに従事したとき ① 高所作業 ② 坑内作業 ③ ダム建設現場作業 ④ 圧搾空気内作業	① 日額 220～320円 ② " 450円 ③ " 560円 ④ 1時間 210～1,000円 (①から③において1日の作業時間が4時間未満の場合は、手当額の60/100に相当する額)
潜水作業手当	地域県民局の地域農林水産部又は水産総合研究センターに勤務する職員	潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき	20mまで 1時間 310円 30mまで " 780円 30mを超えるとき " 1,500円
衛生検査手当	環境保健センターに勤務し、右の作業に従事する職員	被実験動物の飼育管理に関する作業及び検査器具の消毒・洗浄の作業	月額 8,700円
夜間看護手当	あすなる医療療育センター又はさわらび医療療育センターの病棟に勤務する看護助手	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間)において行われる看護等の業務に従事したとき	深夜勤務2時間未満 1回 2,000円 " 2時間以上4時間未満 " 2,900円 " 4時間以上 " 3,300円
特殊自動車運転作業手当	農林総合研究センター(畑作園芸試験場、りんご試験場及び畜産試験場に限る。)に勤務する技能労務職員	起伏のある傾斜地その他作業環境が劣悪な場所において行う道路運送車輛法施行規則に規定する大型特殊自動車等の運転の作業に従事したとき	日額 270円 (4時間未満の場合は170円)
放射性物質取扱手当	農林総合研究センターに勤務する職員	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第1条第1号に規定する管理区域内において、放射性物質の取扱い等の業務に従事したとき	日額 230円
漁業取締手当	水産振興課に勤務する職員	漁業関係法違反の疑いのある船舶について海上で行う漁具等の検査、証拠物件の押収若しくは被疑者の検挙の業務又はこれらの船舶の追跡の業務に従事したとき	日額 500円
水中選別作業手当	水産総合研究センターに勤務する職員	10月から翌年の2月までの期間内において、採卵に適する親魚を選別するため水深50cm程度以上の養魚池内で行う作業	日額 270円
鶏ふん乾燥作業手当	農林総合研究センターに勤務する職員	鶏ふん乾燥機による鶏ふんの乾燥作業	日額 460円 (4時間未満の場合は230円)
野犬捕獲等作業手当	動物愛護センターに勤務する職員	犬又はねこの捕獲(引取のための捕獲を含む。)又は収容の作業に従事	日額 430円
農業者育成業務補助手当	営農大学校に勤務する職員(総務課の職員を除く。)	農業者育成業務手当の支給対象業務の補助業務に従事したとき	日額 500円 (3時間未満の場合は250円)
災害応急作業等手当	(1) 地域県民局の地域農林水産部及び地域整備部に勤務する職員 (2) 地域県民局の地域整備部に勤務する職員	(1) 豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある河川の堤防等において行う巡回監視又は当該堤防等における重大な災害の発生した個所若しくは発生するおそれの著しい個所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき (2) 豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるため道路法第46条第1項第1号の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路若しくはその周辺において行う巡回監視又は当該道路若しくはその周辺における重大な災害の発生した個所若しくは発生するおそれの著しい個所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき	作業の種類 ① 巡回監視 600円 ② 応急作業又は応急作業のための災害状況の調査 910円
夜間定時制勤務手当	定時制通信教育手当を受けるべき者以外の者	本務として夜間における定時制の課程の勤務に従事したとき	月額 4,400円
実習船の乗組員に対する漁ろう手当	学校職員	八戸水産高等学校の遠洋漁業実習船又は沿岸漁業実習船に乗り組み、漁ろう作業に従事したとき	漁獲物の販売等に応じて支給